大分大学医学部病理解剖受託規程

平成１６年４月１日制定

平成１６年医学部規程第１－９号

（趣旨）

第１条　大分大学医学部において受託する病理解剖（以下「解剖」という。）については，死体解剖保存法（昭和２４年法律第２０４号）に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

（受託基準）

第２条　解剖は，教育研究上有意義であり，かつ，本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限りこれを受託することができる。

（受託手続）

第３条　解剖を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は，病理解剖依頼書を学部長に提出しなければならない。

２　学部長は，解剖の受託を決定したときは，依頼者に病理解剖承諾書を交付するものとする。

（解剖料）

第４条　学部長は，依頼者から解剖料（１体につき２７５，０００円。消費税等を含む。）を徴収する。

２　依頼者は，前条第２項に規定する病理解剖承諾書の交付を受けたときは，解剖料を前納しなければならない。ただし，特別の事由があると認められる場合に限り，解剖終了後に納付することができるものとする。

３　前項本文の場合において，既納の解剖料は返還しない。

４　学部長は，第１項の規定にかかわらず，特に教育研究上必要と認める場合は，解剖料を徴収しないことができる。

（解剖所見の交付）

第５条　解剖終了後，担当教員は，解剖結果報告書により解剖所見を依頼者に交付するものとする。

（雑則）

第６条　この規程に定めるもののほか，解剖の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年医学部規程第１－８号）

この規程は，平成２１年３月１９日から施行する。

　　　附　則（平成２３年医学部規程第１－１号）

この規定は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年医学部規程第１－１号）

この規程は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則（令和元年医学部規程第１－２号）

この規程は，令和元年１０月１日から施行する。